

公益社団法人海田町シルバー人材センター就業規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人海田町シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、その設立の目的を達成するため、会員の就業に関する事項を定めるものである。

(努力義務)

第2条 センターは定款の目的に基づき、相互共同体として会員互いの経験、能力及び人格を尊重し、会員自身の自発的な働く意欲と能力を発揮できる就業の機会を提供し、その健康と生きがいを高めるとともに、センターの発展に寄与するものとする。

(処遇の平等原則)

第3条 会員は就業等にあたって、社会的身分、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由で差別的取扱いを受けない。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第4条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受け、センターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の提供等)

第5条 センターは受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ就業場所、就業時間、就業期間、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。

(配分金)

第6条 センターは就業した会員に対し、別に定める規定により配分金を支払う。

(就業上の留意事項)

第7条 会員は、就業にあたり相互に次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事について、誠実に履行するように努めること。
- (2) 会員は、リーダーの指示に従ってお互いに仲よく協力して働くこと。
- (3) やむを得ない事情で、約束の仕事に従事できない場合は、事前に届け出ること。
- (4) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他にもらさないこと。
- (5) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第8条 会員が共同作業を必要とする場合は、前条の就業上の留意事項に加えて、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、そのなかからリーダーを互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、けがをし、または病気にかかったときには、共同作業中の会員は、直ちにリーダー及びセンターまたは発注者に連絡するなど、応急の措置をとるようにすること。

第4章 安全・衛生

(センターの措置義務)

第9条 センターは会員の就業にあたり、その安全及び衛生の面で常に配慮、業務中の災害防止に努めるものとする。

(健康保持)

第10条 センターは会員の就業にあたり、その健康と福祉の増進を優先させるものとする。

- 2 健康状態など特に必要がある場合、センターは会員に対し、就業を一定期間停止する、あるいは就業時間、仕事の変更等をさせることができる。

第5章 災害補償及び福祉厚生措置

(災害補償)

第11条 会員の就業中などにおける死傷病については、団体傷害保険に加入し、その保険約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 会員の就業により発生する損害については、損害賠償保険に加入し、その保険約款の定めるところにより、補償されるものとする。
- 3 傷害者または共同作業会員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

(福利厚生)

第12条 センターは会員の健康と福祉の充実のため、レクリエーション等を行うよう努めるものとする。

第6章 雑 則

(規約の改廃)

第13条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則 (平成6年9月20日指令職安第40号)

この規約は、広島県知事の設立許可を得た日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。